

30—07 P U D T

手続をする者が不適切な場合の取扱い

1. 審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすることを命じることができる（特 § 13①、実 § 2の5②、意 § 68②、商 § 77②）。
2. 審判長は、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないと認めるときは、その改任を命じることができる（特 § 13②、実 § 2の5②、意 § 68②、商 § 77②）。
3. 審判長は、上記1.、2. の場合は弁理士を代理人とすべきことを命じることができる（特 § 13③、実 § 2の5②、意 § 68②、商 § 77②）。
4. 審判長は、上記1.、2. の命令をした後に上記1. の者、上記2. の代理人が特許庁に対してした手続を却下できる（特 § 13④、実 § 2条の5②、意 § 68②、商 § 77②）。

(改訂H14. 10)